

障害者権利条約の署名について

平成19年9月
外務省総合外交政策局人権人道課

1. 名称

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

(仮称：障害者の権利に関する条約)

2. 概要

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための国際条約。障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

3. 採択の経緯

条約交渉は、2002年7月から8月にかけて、第1回会合がニューヨークの国際連合本部において開催され、その後、同所において2006年8月の第8回会合まで計8回の会合が行われた。その結果、2006年12月、第61回国際連合総会本会議において採択され、本年3月30日に署名のために開放された。

4. 我が国の署名

(1) 政府内検討体制

関係省庁関係各課を構成員とする「障害者権利条約に係る対応推進チーム」を中心に、本条約の署名、さらに締結に向けた検討を行っている。

(参考) 障害者権利条約に係る対応推進チームの構成

外務省、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、警察庁の関係各課

(2) 今次署名の意義

- ・条約の意義
- ・多数の署名国及び早期発効の見込み
(本年9月現在、109か国及び1の地域機関が署名)
- ・国際連合における条約イベント
(9月25日から27日まで、10月1日から2日まで)

(3) 日程

- ・9月28日 閣議請議
- ・9月28日又は10月2日 署名

条文構成

(注：見出しは仮訳であり、今後の国会提出へ向けた作業において変更の可能性がある)

- ・前文
- ・第1条：目的
- ・第2条：定義
- ・第3条：一般原則
- ・第4条：一般的義務
- ・第5条：平等及び差別されないこと
- ・第6条：障害のある女子
- ・第7条：障害のある児童
- ・第8条：意識の向上
- ・第9条：施設及びサービスの利用可能性
- ・第10条：生命に対する権利
- ・第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態
- ・第12条：法律の前にひとしく認められる権利
- ・第13条：司法手続の利用
- ・第14条：身体の自由及び安全
- ・第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由
- ・第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由
- ・第17条：個人が健全であることの保護
- ・第18条：移動の自由及び国籍についての権利
- ・第19条：自立した生活及び地域社会に受け入れられること
- ・第20条：個人的な移動を容易にすること
- ・第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用
- ・第22条：プライバシーの尊重
- ・第23条：家庭及び家族の尊重
- ・第24条：教育
- ・第25条：健康
- ・第26条：リハビリテーション
- ・第27条：労働及び雇用
- ・第28条：相当な生活水準及び社会的な保障
- ・第29条：政治的及び公的活動への参加
- ・第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
- ・第31条：統計及び資料の収集
- ・第32条：国際協力
- ・第33条：国内における実施及び監視
- ・第34条：障害者の権利に関する委員会
- ・第35条：締約国による報告
- ・第36条：報告の検討
- ・第37条：締約国と委員会との間の協力
- ・第38条：委員会と他の機関との関係
- ・第39条：委員会の報告
- ・第40条：締約国会議
- ・第41条：寄託
- ・第42条：署名
- ・第43条：拘束されることについての同意
- ・第44条：地域的な統合のための機関
- ・第45条：効力発生
- ・第46条：留保
- ・第47条：改正
- ・第48条：廃棄
- ・第49条：利用可能な様式
- ・第50条：正文
- ・末文

(7)